

保護者の方へ：必ずお読みください。

四種混合ワクチン予防接種のお知らせ

《予防接種説明書》

四種混合ワクチンは、ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ（急性灰白髄炎）を予防する効果があります。

- **ジフテリア**は、ジフテリアの飛沫感染で起こります。ジフテリアは感染しても10%程度の人に症状が出るだけで、残りの人は症状が出ない保菌者となり、その人を通じて感染することもあります。感染は、主にのどですが、鼻にも感染します。症状は、高熱、のどの痛み、犬吠様のせき、嘔吐などの症状を呈し、偽膜と呼ばれる膜ができて窒息死することもあります。発病2～3週間後には菌の出す毒素によって心筋障害や神経麻痺を起こすこともあります。
- **百日せき**は、百日せき菌の飛沫感染で起こります。百日せきを発病すると、最初はカゼ様の症状を呈します。続いてせきがひどくなり、連続的にせきこむようになります。せきの後に急に息を吸い込むので、笛を吹くような音が出ます。熱は通常出ません。乳幼児はせきで呼吸ができず、くちびるが青くなったり、けいれんを起こすことがあります。肺炎や脳症などの重い合併症を起こすこともあり、乳児では死亡することもあります。
- **破傷風**は、ヒトからヒトへ感染するのではなく、土の中にある菌が傷口からヒトの体内へ入ることによって感染します。破傷風を発病すると、最初は、口が開かなくなる、痙攣（引きつった笑顔）等の症状を呈し、やがて全身のけいれんを起こすようになります。治療が遅れると死に至ることもある病気です。
- **ポリオ（急性灰白髄炎）**は、ポリオウイルスに感染したヒトの便中に排泄されたウイルスが、口から入りのど又は腸に感染します。ポリオウイルスに感染すると、100人中5人～10人はカゼ様の症状を呈し、発熱を認め、続いて頭痛、嘔吐があらわれ、稀に麻痺を起こすことがあります。このうち一部のものは、永久に麻痺が残ったり、呼吸困難により死亡することもあります。また、延髄麻痺を生じて、呼吸困難を起こし、死亡する場合があります。

1 対象年齢及び接種回数

生後3か月～7歳6か月未満



【接種回数】

初回：20日以上の間隔をおいて3回接種

（標準的な接種期間：生後3か月～12か月に20日～56日の間隔をおいて3回接種）

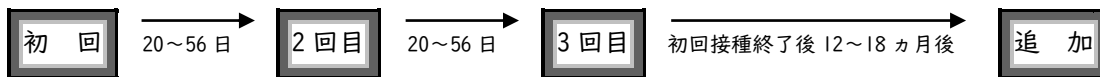
追加：初回接種終了後6か月以上の間隔で1回接種

（標準的な接種期間：初回終了後12～18か月後に1回接種）

《標準的な接種スケジュール》

初回接種 20～56日の間隔で3回

追加接種 初回3回目終了後、12～18か月後に1回



【他のワクチンとの同時接種について】

B型肝炎・ヒブ・小児用肺炎球菌・四種混合・ロタウイルスワクチンの同時接種が可能です。市では、短期間に効率的に予防効果を獲得できることから同時接種を奨めています。それぞれ単独接種することも可能です。

※予防接種の効果を最大限に生かすために、上記の接種間隔を守るようにしましょう。間隔があきすぎてしまった場合も、対象年齢内に必要回数分を接種することが重要です。

2 予防接種の場所

遠野健康福祉の里（健診室） または 県立遠野病院小児科

※かかりつけ医等、市外医療機関での接種を希望する場合は、接種10日前までに母子安心課での手続きが必要になります。

3 予防接種の日時

別紙日程表・医療機関一覧をご覧ください。

受付時間 12時40分～13時10分

4 予防接種の費用

無料 ※対象年齢を過ぎると、公費での接種は受けられなくなります。

5 持ち物

母子健康手帳 予防接種予診票 ※同時接種の場合、同時接種同意書

※予防接種予診票、同意書に必要事項を記入、捺印（同意書のみ）の上、接種当日持参してください。

《裏面も必ずお読みください》

◆予防接種後に起こるかもしれない体の変化

- ・まれに、接種部位の発赤、硬結、腫れ、発熱、気分変化、下痢、鼻漏、咳嗽、発疹、食欲減退、咽頭紅斑、嘔吐などが起こることがあります。
- ・極めて稀にショック、アナフィラキシー様症状、血小板減少性紫斑病、脳症、けいれんなどがみられることがあります。

◆予防接種を受けるときのご注意

- ・お子さんの健康状態の良いときに受けましょう。
- ・このお知らせを読んでから、予防接種予診票を記入してください。心配なことは医師に相談しましょう。
- ・接種の際には、保護者の方が、日頃からお子さんの健康状態をよく知っていて医師の質問に答えられる方が付き添ってください。



◆予防接種を受けることができない人

- ・明らかに発熱している人(37.5℃以上)
- ・重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ・その日受ける予防接種によって、または予防接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーショック症状を呈したことがあることが明らかな人
- ・麻しん（はしか）にかかり治癒後4週間経過していない人
- ・風しん・おたふくかぜ・水ぼうそうにかかって治癒後2～4週間経過していない人
- ・突発性発疹・手足口病・インフルエンザにかかって治癒後1～2週間経過していない人
- ・その他、かかりつけの医師が予防接種を受けるのに不適切な状態と判断した人

◆予防接種を受ける前に、医師とよく相談しなければならない人】

- ・心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある人
- ・前に予防接種を受けた時、接種後に発熱、発しん、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられた人
- ・過去にけいれんの既往のある人
- ・過去に免疫不全の診断がなされている人
- ・接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある人

◆予防接種後の注意

- ・接種後30分はお子さんの様子をよく確認してください。
- ・接種当日は接種部位を清潔に保ち、いつも通りの生活をしましょう。また、激しい運動は避けてください。
- ・接種後、生ワクチンでは4週間、不活化ワクチンでは1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ・接種した日の入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすったりしないでください。
- ・接種後、注射部位のひどい腫れ、高熱、ひきつけ等の症状が現れた場合、医師の診察を受けてください。また、医師の診察を受けた後は、下記担当までご連絡ください。

◆予防接種による健康被害救済制度について

- ・定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- ・健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
- ・決められた医療機関以外で接種したり、法定接種年齢を外れて受けたときは予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、遠野市予防接種事故災害補償規則に基づく救済を受けることになります。救済の必要が生じた場合には、診察した医師または下記担当へご相談ください。